

令和6年度「学校教育支援員事業」実施要項

名張市教育センター

1 趣旨

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、学校は様々な問題を抱えるとともに、学校に多くの役割が求められ、学校だけでは子どもたちへの指導や支援が困難な状況がある。また、名張市においても、不登校児童生徒の増加に伴い、支援が急務になっている。一方、学校現場では、小中一貫教育の推進、小学校での教科担任制の導入、若手教職員の増加等により、多角的な学校運営が求められている。

そこで、平成27年度より退職教職員が「学校教育支援員」として、初任者やさらなる指導力向上が必要な教職員へのアドバイス、また、学校経営等について管理職との相談、さらには、教科の指導支援などを実施している。令和5年度は、延べ35名の学校教育支援員が、小中学校14校と教育センター等へ、年間延べ273回の支援を行った。

本事業が学校支援等としてかなり効果が期待されることから令和6年度も、引き続き本事業を実施する。

2 事業内容

○対象者 過去に名張市内の小中学校で勤務していた教職員、退職された方

○期 間 令和6年5月13日（月）～ 令和7年2月28日（金）（予定）

○内容

（学校支援）

初任者支援・・・指導方法のアドバイスをしたり、悩み相談を受けたりする。

教職員への支援・・・教職員にアドバイスをしたり、相談を受けたりする。

学校経営への支援・・・学校管理職からの相談を受ける。

授業等支援・・・①教科の指導支援（書写・音楽・技術家庭・体育等）②理科実験や観察への支援 ③せいかつ科・総合的な学習の時間への支援 ④外国語活動等への支援 ⑤教材作成の補助 ⑥授業に集中できない児童生徒への支援 ⑦クラブ活動・部活動への支援 ⑧校区探検などの校外学習への指導支援 ⑨ホームページの作成補助 ⑩不登校児童生徒への支援

などを行う。

（教育センター支援）

教育支援センター（さくら教室）への支援・・・教育支援センター（さくら教室）の学習や行事、個別指導の支援を行う。

週末教育事業等への支援・・・週末教育事業等へのアドバイスや当日の支援を行う。

○支援の方法

児童生徒への支援については、担任や教科担任が指導している授業の中で、児童生徒にアドバイスしたり、授業後に授業者に声をかけたりする。

※授業を一人で行ったり、授業内容を一から企画したり、直接保護者の相談にのるなど、担任や担当に代わって業務を行うことはしない。

また、特別支援学級の児童生徒や発達に課題のある児童生徒への支援を行う場合でも、一人の児童生徒を、主となって受け持ったり、支援の内容を一から準備したりすることなどは行わない。

※不登校児童生徒支援は、個々の状況に応じて、学校長と学校教育支援員が相談の上、児童生徒支援を行う。(学校での居場所対応、個別支援、学習支援等)

3 学校教育支援員の応募等について

(1) 募集対象

- ・名張市内で勤務された後、退職された方々

(2) 開始までの流れ

- ・教育センターにて情報を管理し、名張市が加入している全国市長会市民総合賠償保障保険の手続きを実施。学校等より依頼があった「学校教育支援員」の方に、学校等を通じて「登録証」を配付。
- ・5月の校長会議（予定）で、市内小中学校に「学校教育支援員のリスト」を提示。
- ・市内の各小中学校や教育センターから、依頼したい時期や内容に応じて、登録された退職教職員（学校教育支援員）に直接依頼するとともに、教育センターにも電話にて報告。

(3) その他

- ・旅費として、1日につき時間の長短を問わず1000円を補助する。そのため、下記の手続きをする。
 - ① 学校長より、支援依頼をした学校教育支援員の名前を教育センターに電話にて連絡。
 - ② 学校より、「学校教育支援員計画票」をメールにて教育センターに提出。
 - ③ 学校教育支援員が記入した「報償等支払入力票」を該当校より教育センターに紙面で提出。
 - ④ 「学校教育支援員活動日数報告書」を、「継続支援」は2か月ごとに、「単発支援」はその都度、教育センターに学校等を通じて紙面で提出する。
 - ⑤ その後、旅費を当該アドバイザーの口座に振り込む。

4 スケジュール

令和6年4月・・・依頼文を発送する。

4月下旬・・・FAXによる返信や電話による受付を一旦締め切る。

5月校長会議・・・「学校教育支援員のリスト」を配付する。

校長会議後・・・「学校教育支援員」に、学校や教育センターより、希望に応じて直接依頼する。

令和7年2月28日（金）・・・原則としてこの日で終了する。（予定）